

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課・市民記録係】

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	二本松市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく証明発行、届出処理を行うため	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 出生の年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9 その他法務省令で定める事項	
記録範囲	二本松市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人、関係市区町村、外務省	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	関係市区町村、法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 二本松市総務部人事行政課	
	(所在地) 〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 113 条及び第 114 条に基づき訂正申請ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日